

市第 156 号議案

横浜市土地開発基金条例の一部改正

横浜市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市土地開発基金条例の一部を改正する条例

横浜市土地開発基金条例（昭和44年 9 月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市資産活用推進基金条例

第 1 条中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、「図る」の次に「とともに、本市の所有に属する土地又は建物の売払い、貸付け又は用途の変更のために必要な土地の調査、建物の解体及び改修その他の措置を講ずることにより、当該土地又は建物の有効活用を推進する」を加え、「横浜市土地開発基金」を「横浜市資産活用推進基金」に改める。

第 4 条中「第 1 条に定める」を「公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

本市の所有に属する土地又は建物の有効活用を推進することを横

浜市土地開発基金の目的として追加するとともに、同基金の名称を変更するため、横浜市土地開発基金条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市土地開発基金条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

横浜市資産活用推進基金条例
横浜市土地開発基金条例

（目的及び設置）

第 1 条 公用 若しくは 公共の用に供する土地 又は 公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、本市の事業の円滑な執行を図る とともに、本市の所有に属する土地又は建物の売払い、貸付け又は用途の変更のために必要な土地の調査、建物の解体及び改修その他の措置を講ずることにより、当該土地又は建物の有効活用を推進する ため、横浜市資産活用推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（貸付け）

第 4 条 市長は、必要があると認めるときは、公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある 土地をあらかじめ取得するための資金として、確実な償還の方法、期間、利率等を定めて、基金に属する現金を規則で定める公共団体に貸し付けることができる。